



令和7年2月25日

各介護サービス事業所管理者 様

広島県健康福祉局医療介護基盤課長  
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

令和7年4月1日を適用開始とする介護給付費算定に係る体制等の届出について（通知）

令和6年度介護報酬改定における経過措置の終了に伴い、令和7年4月から新たな届出項目が追加されます。

各介護サービス事業所におかれましては、届出の必要な場合に該当していないかを確認し、必要に応じて「介護給付費に係る体制等に関する届出書（別紙2）（以下「体制届」という。）」を指定権者に提出してください。

### 1 対象事業所

届出種別	体制届が必要な場合	対象となるサービス種別
(ア) 業務継続計画未策定減算	令和7年度から届出事項となる右記サービス種別のうち、 <u>減算型</u> として届出を行う事業所（ <u>基準型</u> である場合は提出不用）	・訪問介護 ・（予防）訪問入浴介護 ・（予防）訪問看護 ・（予防）訪問リハビリテーション ・（予防）福祉用具貸与
(イ) 身体拘束廃止未実施減算		・（予防）短期入所生活介護 ・（予防）短期入所療養介護 ・特定施設入居者生活介護（短期利用型）
(ウ) 介護職員等処遇改善加算	・区分（V）を算定している事業所 ・区分Ⅰ～Ⅳを算定している事業所のうち、加算の区分変更をする場合 ・新規に処遇改善加算を算定する場合	・介護職員等処遇改善加算の算定対象となるすべてのサービス種別

### 2 届出の提出方法

- ・（ア）又は（イ）に該当する場合は、体制届の「特記事項」に減算型を算定する旨を記入して提出してください。
- ・（ウ）に該当する場合は、体制届の「特記事項」に、変更後の区分を記入してください。
- ・「（ア）及び（ウ）」や「（イ）及び（ウ）」のように、2つ以上の項目で届出が必要な場合は、特記事項に併記してください。
- ・本通知の「（別添1）提出する際の記載例」に記載例を載せていますので、必ず確認の上、記載してください。

### 3 届出の提出期限

【訪問・通所系サービス】（ア）・（ウ）

令和7年3月17日（月）

【施設系サービス（ショートステイ・特定施設を含む）】（イ）・（ウ）

令和7年3月末日

なお、（ウ）については、指定権者に提出後の区分変更に関し 令和7年4月15日（火） まで受け付けします。

### 3 提出にあたっての注意事項

- (1) 毎年度4月1日を適用日とする加算であって事前の届出が必要な加算（通所介護及び通所リハの事業所規模確認、サービス提供体制強化加算の変更等）のほか、（ア）から（ウ）以外の項目について異動がある場合は、必ず「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を添付してください。
- (2) 本通知に記載の届出のみの場合は、体制届のみの提出（「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の添付は不要）で受け付けます。
- (3) （ア）及び（イ）について特段の届出がない事業所については基準型として処理しますが、後に基準を満たしていないことが判明した場合は、令和7年4月に遡って介護報酬の返還となりますので十分留意してください。

### 4 問合せ・提出先

- (1) 問合せ等は、下記の広島県ホームページの「担当窓口」を参照してください  
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kaigohokennziguvousyamukezyouhou/1169708825091.html>
- (2) 提出先（広島県電子申請システム）  
[https://apply.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=17847](https://apply.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=17847)  
※利用者登録を行って御利用ください。

担当 介護事業者指導グループ  
電話 (082)-513-3208 (ダイヤルイン)  
(担当者 濱田)